

## 嬉野市介護・障がい施設職員就職支援等補助金交付要綱

令和3年6月24日

告示第86号

令和4年4月1日

告示第20号

令和4年10月1日

告示第135号

(趣旨)

第1条 この告示は、介護職員等を確保することにより、介護施設及び障がい施設（以下「介護施設等」という。）において安定した福祉サービスを提供するため、市内の介護施設等に介護職員等として再就職した者又は新たに就職した者に対して予算の範囲内で嬉野市介護・障がい施設職員就職支援等補助金（以下「補助金」という。）を交付するものとし、その交付に関しては、嬉野市補助金等交付規則（平成18年嬉野市規則第42号）に定めるもののほか、この告示の定めるところによる。

(定義)

第2条 この告示において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 介護施設等 市内の居宅サービス、施設サービス、地域密着型サービス、障害福祉サービス、障害児通所支援又は移動支援事業を実施する事業所をいう。
- (2) 介護職員等 介護施設等又は居宅において身体介護、生活介護、看護等、日常的に利用者の身体面、生活面等において介護に携わる業務に従事する者をいう。
- (3) 常勤職員 週35時間以上又は1月140時間以上勤務する者をいう。
- (4) 非常勤職員 週20時間以上又は1月80時間以上勤務する者をいう。
- (5) 資格等 介護福祉士、実務者研修修了者、初任者研修（旧ヘルパー2級）修了者、社会福祉士、社会福祉主事、精神保健福祉士、保育士、看護師、准看護師及び介護支援専門員をいう。
- (6) 転入者 転入届を提出し、他の市町村から市内に移り住んだ者で、転入した日から1年以内に就職したもの又は就職した日から6月以内に転入届を提出し、他の市町村から市内に移り住む者をいう。

(補助対象者)

第3条 補助金の交付対象者（以下「補助対象者」という。）は、次に掲げる要件を全て満たすものとする。

- (1) 令和3年4月1日以降に介護施設等に介護職員等として新たに就職し、継続して2年以上の勤務が見込まれる者
- (2) 市町村民税に滞納がない者
- (3) 同一系列施設からの異動又は市内の他の介護施設等からの転職ではないこと。

(補助金の額)

第4条 補助金の額は、次に掲げる額とする。

- (1) 職員就職支援補助金 別表のとおりとする。
- (2) 資格取得補助金 前号に規定する補助金を受けた者で、第2条第5号勤務した日から2年以内に資格等を取得した場合は、資格等の取得に要した受験料と講座受講料の合計額又は100,000円のいずれか少ない額とする。

(交付回数)

第5条 補助金の交付は、該当する項目において1回限りとする。

(交付申請)

第6条 第4条第1号の補助金の交付を受けようとする者は、嬉野市介護・障がい施設職員就職支援補助金交付申請書（様式第1号）に次に掲げる書類を添えて、勤務した日から6月以上経過後に市長に提出しなければならない。

- (1) 介護施設等勤務（在籍）証明書（様式第2号）
- (2) 誓約書（様式第3号）
- (3) 履歴書
- (4) 市町村民税の滞納がない証明書（転入者及び市外在住者に限る。）
- (5) 住民票の写し（転入者及び市外在住者に限る。）
- (6) 資格等を有する旨を証する書類の写し（資格等を有する市外在住者に限る。）
- (7) その他市長が必要と認める書類

2 第4条第2号の補助金の交付を受けようとする者は、嬉野市介護・障がい施設職員就職支援資格取得補助金交付申請書（様式第4号）に次に掲げる書類を添えて、資格等取得の日から1月以内に市長に提出しなければならない。ただし、前項の申請に対する交付決定を受ける前に資格等を取得した場合は、同項の申請に対する交付決定を受けた日から1月以内の提出とする。

- (1) 第4条第1号の補助金の交付を受けたことが確認できる書類
- (2) 取得した資格等の種類及び取得年月日が確認できる書類
- (3) 資格等の取得に要した費用が確認できる領収書等
- (4) その他市長が必要と認める書類

（交付の決定等）

第7条 市長は、前条の規定による申請に基づき、補助金の交付を決定し又は却下しようとするときは、当該申請を行った者に対し、嬉野市介護・障がい施設職員就職支援補助金交付決定（却下）通知書（様式第5号）又は嬉野市介護・障がい施設職員就職支援資格取得補助金交付決定（却下）通知書（様式第6号）により通知するものとする。

（補助金の交付）

第8条 補助金の交付の決定を受けた者は、嬉野市介護・障がい施設職員就職支援補助金交付請求書（様式第7号）又は嬉野市介護・障がい施設職員就職支援資格取得補助金交付請求書（様式第8号）を市長に提出しなければならない。

（補助金の返還等）

第9条 市長は、補助金の交付を受けた者が、次の各号のいずれかに該当するときは、既に交付した補助金の全部又は一部の返還を命じ、嬉野市介護・障がい施設就職支援補助金返還通知書（様式第9号）又は嬉野市介護・障がい施設就職支援資格取得補助金返還通知書（様式第10号）により通知するものとする。

- (1) 勤務した日から2年以内に相当の事由なく退職したとき。ただし、市内の介護施設等へ就業が決まっており、一時的にその所属が失われないことが見込まれる場合は、返還を免除することができる。
- (2) 提出した書類に偽りその他の不正があったとき。
- (3) 転入者として補助金を受けた者が、就職した日から2年以内に生活の本拠地を市外に移したとき。
- (4) 前3号に掲げる場合のほか、市長が相当と認める事由があるとき。

2 前項の規定にかかわらず、市長は、補助金の交付を受けた者にやむを得ない特別の事由があると認めるときは、補助金の全部又は一部の返還を免除することができる。

(在籍報告)

第10条 補助対象者は、当該施設に勤務した日から1年及び2年経過した場合、当該介護施設等から証明を得て介護施設等勤務（在籍）証明書（様式第2号）を市長に提出しなければならない。

(その他)

第11条 この告示に定めるもののほか、必要な事項は、市長が別に定める。

(別表 第4条関係)

対象者		補助額(円)
転入者	常勤職員	200,000
	非常勤職員	100,000
転入者以外 (市内在住者)	常勤職員	100,000
	非常勤職員	50,000
転入者以外 (市外在住者)	常勤職員(有資格者)	100,000
	常勤職員(無資格者)	50,000
	非常勤職員(有資格者)	50,000
	非常勤職員(無資格者)	25,000

附 則

(施行期日)

1 この告示は、令和4年10月1日から施行する。

(この告示の失効)

2 この告示は、令和6年3月31日限り、その効力を失う。